平成２２年（フ）第６５８号
茨城県笠間市石井459番地２
債務者　多川　和敏
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７１号
茨城県水戸市見和１丁目457番地の６　カーサ・トミナガ103号、旧住所茨城県水戸市姫子１丁目303番地の１　総業水戸第３姫子ハイム602号
債務者　大沼　利行
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７５号
茨城県鉾田市沢尻415番地５
債務者　菊池　愛美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６８０号
茨城県ひたちなか市東本町15番22号
債務者　高橋　勝一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６８６号
茨城県常陸太田市内堀町3225番地の１　マイヅルハイツ202号
債務者　会澤　沙織
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９１号
茨城県水戸市見和２丁目224番地の17　岡田アパート103号
債務者　大谷真由美（旧姓塙）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
茨城県つくば市春日４丁目２番地３　フラット第Ⅱ―101号
債務者　尾ヶ瀬貞子こと　洪　　貞熙
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６２号
新潟県糸魚川市大字東塚1004番地
債務者　比護　公與
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１９１号
富山県高岡市野村706番地　エクセル706.２－Ｃ号
債務者　鵜川　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４４５号
金沢市春日町１番30号
債務者　梅澤　久子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１９号
金沢市田上本町33街区10番地　ＴＡＧＡＭＩマンションＡ401号室、従前の住所石川県加賀市山中温泉河鹿町ホ48番地12
債務者　山田　朋美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５３８号
石川県白山市八ツ矢町268番地１　サンハイムおかりや403号室、従前の住所石川県白山市八ツ矢町277番地
債務者　北川　伸夫
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７３０号
愛知県岡崎市北野町字畔北６番地　エルデム北野203
債務者　坂本さとみ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８７号
愛知県岡崎市明大寺町字中道34番地　マンションサンエイ203
債務者　安藤　ヒデ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３８４号
京都市伏見区桃山町丹後７番地１　シャトレカルマン302号
債務者　岩田　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９３号
京都市山科区東野中井ノ上町６番地71　ラピスヤン東野202号
債務者　大岩　栄二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係